

○経済産業省告示第六十九号

金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第四条第一項の規定に基づき、特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十五年四月一日から施行する。これに伴い、平成十五年経済産業省告示第九十号は、廃止する。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣 茂木 敏充

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

金属鉱業等に係る特定施設についての鉱害防止事業は、昭和四十八年に金属鉱業等鉱害対策特別措置法が制定されて以来、その計画的推進が図られてきた。

しかしながら、残存する鉱害防止工事に加え、坑水又は廃水の処理施設の老朽化への対応、自然災害への緊急対応等、実施すべき鉱害防止工事が引き続き見込まれるとともに、坑水又は廃水の処理も永続的に行う必要があるため、今後も鉱害防止事業を着実かつ計画的に実施していく必要がある。

このため政府は、現下の行政及び財政の合理化、効率化の要請を踏まえつつ、特定施設に係る鉱害防止事

業の計画的な実施を推進するとともに、鉱害防止工事を早期に終了することを目指し、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針を定めることとした。

実施すべき鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必要な事項は、次のとおりとするが、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要に応じ見直しを行うものとする。

#### 一 特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期

(一) 平成二十五年度を初年度として平成三十四年度末までに、平成二十四年度末における使用済特定施設に係る坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事を終了するものとする。

なお、鉱害防止工事の工事期間が長期に及ぶものについては可能な限り効率化を図り、早期に終了するものとする。

(二) 特定施設のうち、平成二十五年度以降にその使用を終了したものにあつては、速やかに、鉱害防止工事を実施するものとする。

(三) 平成二十五年度以降も引き続き、使用済特定施設に係る坑水又は廃水の処理を確実に実施するもの

とする。

## 二 特定施設に係る鉱害防止事業の事業量

(一) 計画期間における使用済特定施設に係る坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事の事業量

### 業量

①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道

二三鉱山 五七施設

②捨石又は鉱さいの集積場

三七鉱山 六四施設

③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積

一六鉱山 八四ヘクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積

一五鉱山 七二ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措置

六鉱山 一、四七八メートル

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤の措置

一鉱山 一五四メートル

⑦捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置

一七鉱山 一五、六六八メートル

⑧坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置

一三鉱山 一三施設

イ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在しない使用済特定施設に係る事業量

①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道

一一鉱山 二八施設

②捨石又は鉱さいの集積場

一三鉱山 一五施設

③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積

二鉱山 一ヘクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積

四鉱山 二ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措置

六鉱山 一、四七八メートル

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置

六鉱山 四、七六五メートル

⑦坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置

五鉱山 五施設

ロ その他の使用済特定施設に係る事業量

①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道

一二鉱山 二九施設

②捨石又は鉱さいの集積場

二四鉱山 四九施設

- (③) 捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面積 一四鉱山 八三ヘクタール  
 (④) 捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面積 一一鉱山 七〇ヘクタール  
 (⑤) 捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤の措置 一鉱山 一五四メートル  
 (⑥) 捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置

- (二) 坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置  
 一一鉱山 一〇、九〇三メートル  
 八鉱山 八施設

(二) 使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

- |                      |      |              |
|----------------------|------|--------------|
| ① 坑水又は廃水の年間排出量       | 七九鉱山 | 六、九九二万立方メートル |
| ② カドミウム及びその化合物の年間除去量 | 五四鉱山 | 九・二トン        |
| ③ 鉛及びその化合物の年間除去量     | 四五鉱山 | 一四六トン        |
| ④ 硒素及びその化合物の年間除去量    | 二六鉱山 | 三三トン         |
| ⑤ 銅の年間除去量            | 五八鉱山 | 二四〇トン        |
| ⑥ 亜鉛の年間除去量           | 六八鉱山 | 二、〇三五トン      |

⑦溶解性鉄の年間除去量

六〇鉱山 六、四八六トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量

一八鉱山 一、二八九トン

イ 鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在しない使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量

二四鉱山 一、五三二万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量

一七鉱山 ○・二トン

③鉛及びその化合物の年間除去量

一五鉱山 二トン

④砒素及びその化合物の年間除去量

一一鉱山 二三トン

⑤銅の年間除去量

一六鉱山 四六トン

⑥亜鉛の年間除去量

二〇鉱山 五〇トン

⑦溶解性鉄の年間除去量

一九鉱山 二、七〇三トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量

一鉱山 五一トン

ロ 他の使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

① 坑水又は廃水の年間排出量

五五鉱山 五、四六〇万立方メートル

② カドミウム及びその化合物の年間除去量

三七鉱山 九・〇トン

③ 鉛及びその化合物の年間除去量

三〇鉱山 一四四トン

④ 硒素及びその化合物の年間除去量<sup>ひ</sup>

一五鉱山 一〇トン

⑤ 銅の年間除去量

四二鉱山 一九四トン

⑥ 亜鉛の年間除去量

四八鉱山 一、九八五トン

⑦ 溶解性鉄の年間除去量

四一鉱山 三、七八三トン

⑧ 溶解性マンガンの年間除去量

一七鉱山 一、二三八トン

三 特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項

### (一) 鉱害防止事業の内容

#### イ 坑道に係る鉱害防止工事

坑水による鉱害を防止するため、坑道の坑口の閉塞等の適当な措置を講ずること。

口 捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止工事

廃水、捨石又は鉱さいの集積場の崩壊、集積物の飛散、流出等による鉱害を防止するため、捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土（コンクリート、アスファルト等による被覆を含む。以下同じ。）、植栽、擁壁、かん止堤並びに場外水及び場内水の排除施設の改修等の適当な措置を講ずること。

#### ハ 坑水又は廃水の処理

イ又はロの鉱害防止工事を実施した後においても、坑水又は廃水による鉱害を防止し得ない場合にあつては、確実な坑水又は廃水の処理を実施すること。

#### （二）鉱害防止事業を実施するに当たり留意すべき事項

イ 鉱害防止事業は、人の健康の保護又は生活環境の保全を図る上で必要性の高いものから計画的に実施すること。

ロ 鉱害防止事業を実施するに当たっては、地域の環境保全対策との調和に留意すること。

ハ 鉱害防止工事を実施するに当たっては、限られた予算の中で、必要性の高いものから効率的に実施していく必要があるため、工事の進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率性等の観点から専門家による事業評価を行なながら、残存する工事の早期の完了を目指すこと。

二 各鉱山の坑水又は廃水の処理の現状と今後の在り方を見据え、坑水又は廃水の処理の妥当性、効率性等の観点から、専門家による事業評価を行いながら、処理の終了やコスト削減を目指すこと。

ホ 坑水又は廃水の処理コスト削減のための技術開発に取り組み、特に自然浄化作用を利用した坑水又は廃水の処理技術については、重点的に取り組むことにより早期の実用化と国内鉱山への展開を目指すこと。

ヘ 坑水又は廃水の処理の終了に向け、下流の利水点等の環境基準等を満たす鉱山では、下流影響度に関するデータの把握・蓄積を行い、データ解析等の検討を実施すること。

ト 今後、坑水又は廃水の処理に係る排水基準等の規制が強化される場合を考慮し、既存の坑水又は廃水の処理方法による基準達成の可能性、処理コストへの影響、新技術の導入の可能性等を事前に検討すること。また、新たな処理技術の導入が必要となる場合は、関係機関と連携し対応を検討すること。

チ 中和殿物の減容化及び殿物集積場の確保のため、新たな中和殿物減容化の技術開発に取り組むとともに、殿物繰り返し法等の既存技術の導入を図ること。また一部の鉱山で行われている中和殿物の

有効利用や再利用について、他の鉱山においても、その導入可能性を検討すること。

リ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）の規定による技術指針に基づき、集積場に係る耐震性を点検するとともに、耐震対策が必要とされる集積場については、関係機関の既存の実施支援制度等の活用により、安定化対策を早期に実施すること。

ヌ 坑水又は廃水の処理施設の管理者の人材確保を進めるため、夜間や休日等の坑水又は廃水処理の自動運転導入による省力化を実施すること。